(２ページ目)

１、新しいサービスが創設されました

平成３０年４月１日から新しいサービスが３つ創設されました

１、自立生活援助

自立生活援助とは？

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしをしたかたなどに、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言をしたり、関係機関や地域住民との連絡調整を行うサービスです。

対象となるかたは、次のとおりです。

ア、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者などで、理解力や生活力等に不安がある者

イ、現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者

ウ、障害や疾病とうの家族と同居しており、（障害者同士で結婚している場合も含みます）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者